

三心を磨く

学校だより No. 4

令和2年7月3日(金)発行

須坂市立東中学校

文責: 嶋田 和美 (教頭)

<http://www.azuma-school.ed.jp/>

前を向いて進む！ 6月の東中学校の様子 ～通常日課に戻って

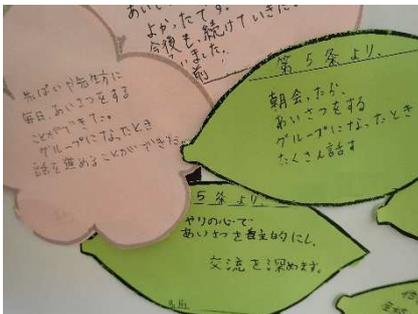
例年と異なる状況下ですが、前向きに取り組む東中学校、臨時休業があり、例年の学習進度より、遅れはあるものの、再度年間学習指導計画を練り直し、少しずつ授業の遅れを取り戻しています。

また、部活動も本格的に始まりました。中体連の大会は中止となってしまいましたが、陸上競技部は、7月25、26日の東北信地区の記録会、男女バスケット、卓球部は、8月1、2日の上高井地区の交流大会、吹奏楽部、美術創作部は東祭と目標をもって取り組んでいます。

さらに、生徒会も3年生を中心に日々の活動を大切にしながら、あと3ヶ月後に迫った「東祭」に向けて動き出しました。

6月、生徒も職員も前を向き進み出しました。

人権教育月間（6月3日～7月3日）



校長講話より（10日）

人権教育月間の校長講話では、新型コロナウイルスの3つの顔（感染症）「病気」「不安」「差別」がつながることでおこる「負のスパイラル」の関係を話題にし、新型コロナウイルスの3つの顔（感染症）の防止法を人権の視点で考えました。

- 第1の顔（感染症）「病気」をふせぐために
自分のためだけでなく周りの人のために
「手洗い」「咳エチケット」「人混みを避ける」
- 第2の顔（感染症）「病気」にふりまわされないために
「気づく力」「聴く力」「自分を支える力」それぞれの力を高める
- 第3の顔（感染症）「差別」をふせぐために
「確かな情報」を拡める。差別的な言動に同調しない。
対応しているすべての方へのねぎらい、敬意
他の人を尊重する リスペクト・アザース

今年度も「東中学校生徒会人権宣言」の確認と合わせて一人一人が生徒会人権宣言の条項から「My 人権宣言」と題して、自己的人権宣言を考えました。「緑の葉」の形の用紙に「My 人権宣言」をかき、「人権の木」に貼り人権週間に取り組みました。

最終週には、その評価を「ピンクの花」の形の用紙にかき、「人権の木」に花を咲かせました。

6月の活動の様子から



アズマワラガーテン定植作業 (11日)



避難訓練 (12日)



歌声発表会 (17・18日)



人生よかったカルタ (22日)



PTA講演会 (22日)



哲学対話 (1年)



キャリア教育講演会 (2年)

アズマデー (30日)



福祉体験 (3年)

身近な問題として家庭・学校・地域で一緒に考えてみませんか。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための長期にわたる臨時休業で、児童生徒だけでなく保護者のストレスも蓄積し、全国的に面前DV(ドメスティックバイオレンス)が増えている報告があります。

虐待、あるいは虐待を疑う場合、すべての国民に通告する義務が定められていますが、教職員や学校にも児童相談所等への「通告」の義務が課せられています。

児童虐待は、態様によって4種類に分かれます。殴ったり、蹴ったり、激しく揺さぶることは**身体的虐待**と呼ばれます。子どもへの性的行為や子どもに性的行為を見せることは**性的虐待**にあたり、家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にすることなどは**ネグレクト(育児放棄)**です。言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱いは**心理的虐待**です。

中でも急増しているのが面前DV(ドメスティックバイオレンス)です。どちらかの親が子どもの前で、配偶者に暴力をふるったり、暴言を吐いたりする行為で、面前DVはこの心理的虐待に含まれます。

子どもの時に厳しい虐待を受けると脳が委縮し、脳の一部がうまく発達できなくなってしまう。そういった脳の傷を負ってしまった子どもたちは、大人になってからも精神的なトラブルを背負うことになるとも言われています。

その行為が虐待にあたるかどうかは保護者の意図にかかわらず、子どもの視点で判断します。学校でも見直しますが、ご家庭におかれましても、子どもの視点から見て、虐待行為がないかどうかの見直しをお願いいたします。



☆子育てのお悩みや心配事がありましたら、遠慮なくご相談ください。

【相談先】東中学校 ☎45-2342 E-mail: soudan@azuma-school.ed.jp

須坂市子ども課 ☎26-248-9026

中央児童相談所 ☎26-238-8010